

第2次

江別市自殺対策計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指して

令和6(2024)年3月
北海道江別市

はじめに

日本における自殺者数はバブル崩壊後の平成10年に急増し、警察庁の「自殺統計」によると、平成15年には過去最高の34,427人となるなど、平成10年代は毎年3万人を超える方が自殺で命を絶っており、自殺者数は高止まりの状況が続いていました。

そのような状況の中、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するため、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年には政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。

以降、様々な取組を着実に進めてきた結果、自殺者数は減少しましたが、近年も毎年2万人以上の方が自殺で尊い命を絶っており、今なお非常事態は続いています。

自殺の要因は健康問題、過労、失業、ひきこもり、いじめ、生活困窮など様々ですが、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態に陥ってしまった結果と考えることができます。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであり、かけがえのない命を守るためには、さまざまな領域による社会全体の重層的なサポート体制が必要です。

江別市においては、平成31年3月に第1次江別市自殺対策計画を策定し、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間として、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を引き下げることが目標に掲げ、ゲートキーパーの養成や自殺予防に関する普及啓発など多くの取組を進めてきました。

その結果、江別市においても自殺死亡率は減少しましたが、今なお自殺者がおり、今後も自殺予防の取組を進めていく必要があります。

このたび策定した第2次江別市自殺対策計画では、これまでの取組に加え、新たな課題である子ども・若者への対策等を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、市と関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、引き続き自殺対策を総合的・計画的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

江別市長 後藤 好人

目 CONTENTS 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3

第2章 江別市における自殺の現状と課題

1 江別市における自殺者数等の推移	4
2 江別市における自殺の特徴	5
3 江別市における自殺対策の課題	7

第3章 第1次計画の取組と評価

1 目標の達成状況	8
2 基本施策及び重点施策に対する主な取組	8
3 各施策の評価	10

第4章 第2次計画における目標

1 計画の目標	14
---------------	----

第5章 いのち支える自殺対策における取組

1 基本施策	16
2 重点施策	18

第6章 自殺対策の推進体制

1 江別市における推進体制	20
2 庁内における推進体制	20

資料

1 第2次計画策定の経過	21
2 江別市自殺対策推進本部設置要綱	22
3 関係各課の生きることの包括的な支援一覧（令和5年度現在）	23

第1章 計画策定の趣旨等

1 | 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、平成19年6月には自殺総合対策大綱が策定されました。自殺は個人の問題ではなく広く社会の問題であるという認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきた結果、年間の自殺者数は3万人台から2万人台前半まで減少しており、着実に取組の成果が表れてきています。

しかし、年間2万人以上の自殺者がいることは深刻な非常事態であることに変わりはなく、近年では全体の自殺者数が減少傾向にある中で、小中高生の自殺者数が増加傾向にある、令和4年まで3年連続で女性の自殺者数が増加しているなど、対策が必要な状況が続いています。

国においては、令和4年10月に自殺総合対策大綱を見直し、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化など、新たな重点施策を掲げ、取組を推進することとしています。

平成28年の自殺対策基本法改正により、全ての市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、江別市では、平成30年8月に江別市自殺対策推進本部を設置し、平成31年3月に第1次江別市自殺対策計画を策定して自殺対策の取組を進めてきました。

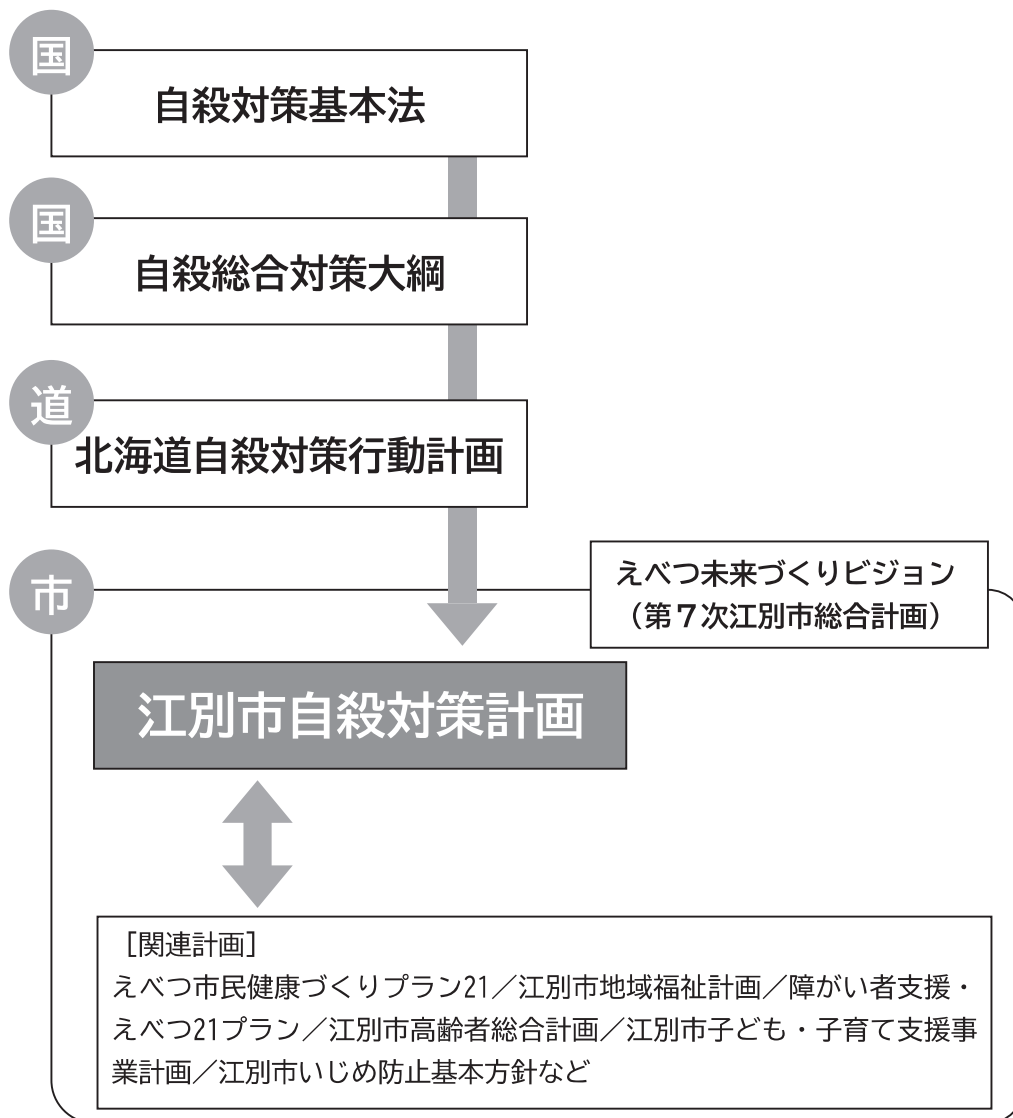
第1次江別市自殺対策計画の計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間であることから、これまでの取組を分析・評価した上で現状と課題を明らかにし、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市全体で自殺対策をより一層推進するため、第2次江別市自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 | 計画の位置づけ

(1) 本計画は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱及び北海道自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して策定する市町村自殺対策計画です。

(2) 本計画は、江別市自治基本条例に基づき策定されたえべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）が示す分野別の政策（まちづくり政策）に沿って策定される健康づくり部門の個別計画です。

また、えべつ市民健康づくりプラン21などの関連する各計画と整合性を図り、連携して取組を進めていくものとします。



(3) 自殺対策はSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない社会の実現」という理念と共通する部分があり、本計画に定める施策を推進することでSDGsの目標達成に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 | 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることや、第4期北海道自殺対策行動計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
国		自殺総合対策大綱（概ね5年間）						
北海道		第4期北海道自殺対策行動計画（5年間）						
江別市			第2次江別市自殺対策計画（5年間）					